

富山高等専門学校課外活動の在り方に関する方針

1. 課外活動の意義と在り方

課外活動は「学校教育の一環として」行われるものであり、学生の自主性、協調性、責任感、連帯感の醸成のみならず学生自身の自己肯定感や多様な価値観を育成する場です。そのため学生にとって多様な学びの機会を提供する課外活動の教育的意義は極めて高いです。さらに「豊かな人間性の涵養」を掲げる本校の学習・教育目標を達成する上でも重要な活動です。

2. 課外活動の活動時間

- (1) 原則として平日の活動については2時間程度とし、19時までを限度とします。
- (2) 原則として休日長期休業中の活動については1日あたり3時間程度とし、17時までとします。
- (3) 中間及び期末試験開始の1週間前から試験最終日の前日までは活動を禁止します。
ただし、全国大会及び全国大会につながる地方大会への参加に限り、本人及び保護者の同意書の提出、成績不審者への指導と学生の健康状態を条件にこれを許可することがあります。

3. 休業日の設定

- (1) 年間を通じて週あたり2日以上 of 休養日を設けます。休養日の設定にあたっては、平日1日以上、土曜、日曜のうち1日以上とします。
- (2) 試合等のため休養日が設定できない場合は、原則として1週間以内に代休日を設けます。
やむを得ず、休養日が設定できない場合は、当該休養日から1ヵ月以内に必ず設定することとします。

4. 課外活動計画の作成と活動実績報告

- (1) 顧問またはクラブ代表者は、年度当初に年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会・コンテスト等の日程）を作成し、校長に提出します。
- (2) 顧問またはクラブ代表者は、月末までに翌月の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会・コンテスト等の日程）及び当該月の活動実績を作成し、校長へ提出します。
- (3) 校長は、提出された活動計画や実績報告等により、各部の活動が安全かつ適切に行われているか、顧問教員の負担が過度になっていないか等を確認し、必要に応じて、適宜、指導・是正を行います。